

TENTI TODAY			1
受信メール（哀悼）（「アルガンオイルの食事会」のご案内）			2
会員の広場			3
随筆	菊の間と千人風呂	宮川典子	3
論文	食料自給をめぐる	篠塚 徹	4
随想	一喜一憂	津田孚人	1 1
事務局 後記			1 2

TENTI TODAY

かつては、お年寄り(?)が電車やバスの中で見知らぬ隣人に話しかけるのを、白い目で見えていましたが、最近、おのれが見知らぬ人に気軽に話かけるようになり、年を取るとこんなものなのかな、と自分ながら可笑しくなる。

ヤマザキパン(山崎製パン)の本拠地は千葉県市川市、JR総武線・市川駅前にヤマザキプラザがあり、1Fはヤマザキの製商品販売店舗、2Fに「レストランヤマザキ」がある。先日「レストラン」に行き、ウェイターに調子よく「料理がおいしかったけどパンも美味しかった。オリジナル?」と聞くと「下の店で売っています」にギャフン。

小学校時代の思い出。学校給食が正式にスタートしたのは、学校給食法が制定された昭和29年とのことですから、卒業後ですが、終戦直後の学校給食は、各地マチマチだったようです。武蔵野市立第4小学校の4年生(昭和23年)在学当時の記憶では、最初はコッペパン1つにザラメ砂糖でした。その後のオートミール、脱脂粉乳などが不味で、下校途中に捨てている生徒もいた。

その食料欠乏時代に、中央線・吉祥寺駅前に小さなパン屋が出現。店頭に並ぶジャムパン、チョコレートパンなど、初めて見るパンが並んだ。初めて買って食べた時の驚き、長年忘れられなかった。店名の記憶は「ヤマザキ」。しかし、ジャムパンもチョコレートパンも好きなだけ買えたわけではなく、行列も格別なかった。

先日、「ヤマザキプラザ」に出かけた時に山崎パンの歴史をスマホで見た。スタート時は小麦粉持参の人の委託製造販売でお客様持参、小麦粉と引き換えに、ジャムパン、クリームパン・チョコレートパンなどを、販売していたようだ。吉祥寺駅前の小さなパン屋、矢張り、山崎パンの初期の頃の店舗だったらしい。

”パン屋さんの前でのパンの匂い・・・“という童謡が懐かしい。アンパンの記憶が定か

でないのが不思議。小豆も統制品だった？最初のころは、エンドウ豆だったかも・・・。

戦後しばらく主食は配給、不足分は闇米を買うしかなかった。しかし、統制経済下で闇米は違法。空腹を我慢する子供たちのために都会の親たちは、農村にでかけた。買い出しに出かけた親たちが、夜になっても戻らない時の不安な気持ち、今でも忘れない。小学校高学年の時代になっても、外食するにはコメ持参だった。東京・神田の老舗「しのだ寿司」で“稲荷寿司”を買うのにコメを持たされた記憶がある。

選抜高校野球が終わり各地で新チームによる地区大会が始まり、我が母校、桐朋高校に、初めてプロ選手が誕生するかと注目されるような好投手が現れたとのこと。桐朋小から内部進学を続け、高校入学時の178センチ、76キロが、現在は183センチ、86キロと分厚い体になり、直球は練習で151キロを計測するまでになっているとのこと。右投げ左打ちの“二刀流”として「進路はプロ、米国の大学受験も選択肢」と本人語っているそう。今秋のプロ野球ドラフト会議の楽しみができました。さらに、関西6大学が開幕して京都大学が関大に勝利、勝利投手は、桐朋出身の医学部生、と新聞の片隅に出ていたので、気分良好です。

昭和25年4月に桐朋中に入学、バスケット部に入部して高校二年生まで続けた。当時、機械体操部は、指導にあたる金子朋友先生が、ヘルシンキオリンピックの日本代表となる実力者でもあり、全国大会でも常に上位の成績を収めていた。体育館では、器械体操部と同時に練習をしていたので、生徒と一緒に練習している金子先生の、練習ぶりをよく見ていた。今でも、練習風景が目には浮かび、懐かしい。真面目で温厚なスポーツマンだった先生は後に筑波大の学長になられた。当時、国立の寒風すさぶ中で練習していた野球部は、指導者不在で、勝利した話は一度も聞けなかった。

高校生になってもバスケットを続けましたが、ときどき一橋大学のバスケット部が練習に来て、試合相手をしてくれた。大学へ入って知ったが、一橋の体育館は戦前のままで、バスケットのコートとしては小さくて、公式戦には使えなかった。ために、桐朋出身者が選手の中にいたので、ときどき、桐朋の体育館で練習をしていた。大学に合格してオリエンテーションの場で、練習試合で顔を合わせていた先輩に出会い、バスケット部に有無を言わずに引っ張られ、入部させられた。そして、四年生の時に新生として入部して来たのが、山崎製パン(株)の飯島延浩現社長。

人の縁は、どんどんつながって伸びていきます。不思議でもあり、また当然でもありそうです。奈良の談山神社は藤原氏のもの、以前、観光で訪ねた時に、一族の現代までの系譜があったので、買いました。それによると、日本人の95%(記憶が危うい、数字はもっと大きかったかも・・・)が藤原氏につながりがある、とあってびっくりしたことがあります。ルーツをどんどん遡ると、ほとんどみなが同じ藤原一族となりそうです。

受信メール

(北海道函館市)志賀様より
天地3月号ありがとうございました。

佐川雄一様のご逝去、心からお悔やみ申し上げます。佐川様には杉原千畝の連載記事を通して、とても身近に感じていました。最近のEUの歴史の寄稿文も興味深く勉強させていただいていましたのでとても残念です。津田様にとっては高校時代からの旧友故悲しみも如何ほどかと想像しています。

「アルガンオイルを使用した食事会」のご案内

(日本アルガンオイル協会)

2021年3月の国連総会で、5月10日をインターナショナル・アルガンデーとする決議が採択されました。モロッコ固有の木であるアルガン樹の果実の芯を絞って得られるアルガンオイルは、ヘルスケア、美食、美容など多くの用途があり、その有用性は広く認められています。昨年に続き、本年もアルガンオイル料理を食べて楽しむお食事会を開催いたします。ご都合よろしければ、ぜひご参加ください。

日時：2024年5月10日(金) 12時～13時半

会場：新宿高島屋6F「茶話ティーサロン」

会費：5500円

当日は、理事会がありその後に食事会があります。理事は少ないので食事会だけの参加可能です。当日のみの特別メニュー。よろしかったらぜひお出かけください。参加ご希望のかた(複数でも可です)、4月21日(日)までに津田宛、メールまたは携帯電話(090-2534-1316)でご連絡ください。

会員の広場

「菊の間と千人風呂」

宮川典子(94歳)

20年前に亡き夫も一緒だった諏訪のKシルクホテルに、当時と同じ娘の家族と出掛けた。昨年立て替えたそのホテルは一段と高級化し、夫を偲ぶ最高の旅となるだろう。

さて今回の旅行二日目の朝である。ルーム一面の大きなガラス戸の向こうは、湖の全景が眺められる。翌週の諏訪湖一周マラソンに備えて高校生の予選が行われていた。この美しい湖を眺めながら、さぞ心地よいことだろう。そして雨模様の予報はどこえやら、日の光が爽やかだ。

東京では夏の名残が残っているくらいなのに、山梨県、長野県と次第に秋らしくなっている。湖畔の楓はくっきりと真紅に、いちようも、はや黄色に染まっていた。食後、5分くらい歩いて千人風呂に行く。浴室が、4メートルと7.5メートルの長方形、湯の深さが1.1メートルで、立ったままの入浴である。浴槽の底には玉砂利が敷かれ快い。以前は近くにあった製糸工場の女工専用だった。岡谷市や諏訪市は昔から養蚕が盛んで、優良な生糸が大量に作られた。

亡き夫からよく聞かされたことがある。

有力者K家は、代々人格者で、「女工哀史」とは関係がないとのこと。しかし一説に、この風呂は、洗う暇もないほど女工を酷使したと、最近の大学教授の話を読んだことがある。私は身びいきから、疲れた体を毎日でも入浴で癒してやりたいとの管理者側の深い思いから、この型式の風呂を作ったのだと思う。だからこそ国の文化財に指定され、一般に公開されているのだと思う。

今回は僅か一泊だったが、諏訪湖一の最高級ホテルで憩い、帰りがけには北沢美術館に寄り、東山魁夷や上村松園その他の品格ある絵と、アールヌーボー、アールデコのガラス製品に心が弾み、何よりの旅となった。

2024年 4月

食料自給率をめぐって

篠塚 徹(83歳)

1 はじめに

2024年2月27日に「食料・農業・農村基本法」改正案が閣議決定され、関連法案とともに国会に提出された。「食料・農業・農村基本法」は、農業政策の基本理念や政策の方向性を示すものとして、1999年に制定され2000年10月1日に施行された。

今回の改正理由として、政府は「近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、わが国における人口の減少、その他の食料・農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直す」ことを挙げている。今回の改正案については、既に農業関係者、研究者、マスコミの論調などからさまざまなコメントが寄せられているが、本格的には国会の審議過程において論戦が展開される。

本稿では、改正案のうち食料安全保障の確保、農村の持続的な発展、農村の振興と深い関わりのある食料自給率に論点を絞り考察してみたい。

2 食料自給率とは

農林水産省(以下、農水省)の最新ホームページによって説明してみたい。食料自給率とは、わが国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標である。その示し方については、単純に重量で計算できる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類がある。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースとがある。

品目別自給率は食用以外の飼料や種子等に仕向けられた重量を含んでいるが、その計算式は、次の通りである。

品目別自給率 = 国内生産量 ÷ 国内消費仕向量

国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出货量 - 在庫の増加量(または + 在庫の減少量)

総合食料自給率は、食料全体について単位を揃えて計算した自給率であり、**供給熱量(カロリー)ベース、生産額ベースの2通りの食料自給率**を算出している。畜産物については、輸入した飼料を使って国内で生産した分は、総合食料自給率における国産には算入していない。

2022年度のカロリーベース総合食料自給率 = 1人1日当たり国産供給熱量(850kcal) ÷ 1人1日当たり供給熱量(2,260kcal) = 38% → 分子および分母の供給熱量は、「日本食品標準成分表2020年版」に基づいている。

2022年度の生産額ベース総合食料自給率 = 食料の国内生産額(10.3兆円)

÷食料の国内消費仕向額(17.7兆円) = 58% → 分子および分母の金額は、「生産農業所得統計」の農家庭先価格等に基づき、各品目の重量を金額に換算したうえで、それらを足し上げて算出している。

なお、本稿において今後総合食料自給率は、カロリーベース、生産額ベースともに、食料自給率と称する。

3 食料自給率を国際比較する際の議論

後述するように、わが国のカロリーベース食料自給率は、国際的に非常に低い。しかし、国際的に主流となっている食料自給率の算出方法は生産額ベースである。その生産額ベースで日本の食料自給率を国際比較すると、高いとは言えないまでも、主要先進国間においてそれほど低くはない。

2020年の食料自給率を見ると、100%以上かそれに近いカナダ、オーストラリア、アメリカ、フランス、イタリアには到底及ばないが、日本の67%は、ドイツ58%、イギリス60%、スイス61%を上回っている。

従って日本の食料自給率をどう見るかは、専らカロリーベース食料自給率の算定方法をどう評価するかにかかっていると見てよい。

カロリーベース食料自給率の分母は、日本国民に供給されている食料の全熱量合計であり、分子は、日本産で賄われた熱量で計算される。分母は日本国民が健康を維持するために必要なカロリーではなく輸入も含め国民に供給されている食料の全熱量合計であるため、日本国内の農業生産が変わらなくても、輸入が減ると自動的に自給率は上昇する。

他方、分子において、畜産物では日本産であってもその多くを占める輸入飼料の部分を除いて飼料を自給している部分しか自給率には算入していない。また、カロリーの低い野菜は、国産供給量が多くても高カロリーの肉や穀物ほどには全体の自給率に影響しない。さらに、分母の食料全熱量の中には毎年大量に廃棄されている食品が入っているため、廃棄した食品が多ければ多いほど食料自給率は低くなってしまふ。

農業においては、生産物の移動、飼料、生育環境の構築等に原油が必要であるが、わが国のエネルギー自給率は数%しかなく、国民が摂取する食物のエネルギーだけを評価の対象とするカロリーベース食料自給率の算定はおかしいと指摘する経済学者が多い。その一方で、カロリーベース食料自給率向上の抜本的な改善を目指さない「食料・農業・農村基本法」改正案に反対する急進的な団体もある。

4 食料自給率に関わる諸統計

(1) 食料自給率の推移

わが国の食料自給率は、米の消費量が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移している。

生産額ベース食料自給率の推移

年度	1965	1975	1985	2000	2010	2018	2020	2021	2022
%	86	83	82	71	70	66	67	63	58

(出所：農水省資料)

カロリーベース自給率の推移

年度	1965	1975	1985	2000	2010	2018	2020	2021	2022
%	73	54	53	40	39	37	37	38	38

(出所：農水省資料)

(2) 都道府県別食料自給率(カロリーベースが上位5道県と下位5都府県) (単位：%)

	カロリーベース		生産額ベース	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
全国	37	38	67	63
北海道	217	223	217	220
秋田	200	204	158	138
山形	143	147	190	175
青森	125	120	250	240
新潟	111	109	111	100
京都	11	12	19	18
埼玉	10	10	17	15
神奈川	2	2	12	11
大阪	1	1	6	5
東京	0	0	3	2

(出所：農水省資料)

(3) 食料自給率の国際比較(2020年) (単位：%)

国名	カナダ	豪州	米国	仏国	ドイツ	英国	伊国	スイス	日本
カロリーベース	221	173	115	117	84	54	58	49	37
生産額ベース	124	110	92	83	58	60	87	61	67

(出所：農水省資料)

(4) 食料自給率の目標

わが国の食料自給率の目標は、2020年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で定められている。その目標は、次の通りである。

	2018年度(基準年度)	2030年度(目標年度)
カロリーベースの食料自給率	37%	45%
生産額ベースの食料自給率	66%	75%

5 「食料・農業・農村基本法」の現法と改正案における食料自給率関連条文の比較と改正の意義

(1) 現行法

<p>第二章 基本的施策</p> <p>第一節 食料・農業・農村基本計画</p> <p>第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 食料自給率の目標</p> <p>三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指標として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。</p> <p>4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。</p> <p>8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
--

(2) 改正案

<p>第二章 基本的施策</p> <p>第一節 食料・農業・農村基本計画</p> <p>第十七条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 食料安全保障の動向に関する事項</p>

三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標

四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8 政府は、世界の食料需給の状況その他の食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(備考) 改正案におけるアンダーライン部分は、現行法の改正部分

今回の「食料・農業・農村基本法」の改正案は、1999年制定以来、初の本格改正である。基本理念の“食料の安定供給”を“食料安全保障”に改めて、平時から備えを強化することが柱となっている。そのため、食料自給率も食料安全保障の一環として捉えることが、条文上からも読み取ることができる。

改正の背景には、国内外の情勢が大きく変化していることがある。気候変動による異常気象や、アジアやアフリカの人口増加などによって食料需要が増加しているうえに、ロシアのウクライナ侵略や新型コロナウイルス感染症蔓延などによって世界的規模で物量が混乱している。このことは、これまでのように食料を外国から自由に輸入できない恐れがあることを意味する。

6 食料自給率の向上を目指す必要性(1)

既述のように農水省が毎年公表しているカロリーベース食料自給率の算定には検討すべき多くの課題があるが、生産額ベース食料自給率のもとより、このカロリーベース食料自給率も含めて、わが国はなお自給率向上を目指すべきであろう。ただし、このことは、決して自由な農産物貿易を否定するものではないことも強調しておきたい。基本法改正案においても、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保や収益性の向上に資する農産物の輸出の促進を基本的施策として条文化している。

日本政府は、2020年に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、2030年

度を目標年度として、カロリーベース食料自給率を45%、生産額ベース食料自給率を75%まで高めることを目標としている。

私はこの目標数値の妥当性を判断するだけの知見を持ち合わせていないが、衰退している日本農業の現状を鑑みて、目標達成は容易でないし、むしろ困難であると見ている。その最大の理由は、日本の農業が直面している課題を克服して将来に向けて持続的な発展に繋げていくことは容易ではないと考えるからである。しかし着実に日本農業の問題点を改善することは、結果として食料自給率の向上をもたらすこととなり、この方向を目指さなければならない。

まず、長年指摘されつつも年々悪化している問題は、農業の担い手不足と農業従事者の高齢化の問題である。農水省が発表している農業センサスと農業構造動態調査によると、基幹的農業従事者(個人経営体)は、2015年の175万7,000人から毎年減り続け、2020年の速報値では136万3,000人になっている。基幹的農業従事者の平均年齢も2015年の67.1歳から2022年には68.4歳とさらに高齢化している。年々離農者がいる一方で新規就農者が離農者ほどには増えていないことが、農業の担い手の不足と高齢化を生んでいる。

次に、耕作放棄地や荒廃農地も年々増加しており、日本の農業に根づく深刻な問題となっている。農水省の資料によると、かい廃(田畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態)面積は、2015年が25,900ha、2023年が37,000haであり、そのうち耕作放棄地は、2015年が13,500ha、2023年が14,400haである。

耕作放棄地が増加している最大の原因は、高齢化や労働力不足により作付けできる圃場が減り、一部の圃場の耕作を放棄してしまうことであるが、農家をリタイアした非農家が後継者不在のまま農地を宅地などへ転用せずそのままにしている場合(荒廃農地)もある。

農地は一度荒廃してしまうと元に戻すことは困難で、農産物生産の役割を果たせなくなってしまう。また、農地は地域の環境システムを維持する多面的な役割を有しており、荒廃することによって病虫害の発生源となって周囲の農地に悪影響を及ぼし、地域の自然環境を損ない、景観や治安の悪化にもなりかねない。

さらに、近年日本は経済連携協定や二国間貿易協定を締結し、参加しているが、これらの協定は関税の撤廃や削減を内容としており、農産物等の自由化が消費者に恩恵をもたらす一方で、生産者には自由競争の中での競争力強化のための努力が迫られている。

TPP(環太平洋経済連携協定)は2023年7月に最後の加盟国ブルネイで協定が発効し、11カ国すべての国で効力を持つこととなった。農林水産分野の全2,594品目のうち約8割の2,135品目の関税が撤廃される。外国産の安価な農産物が市場に出回るようになり、海外産物との価格競争が激化する。

これによって、日本の農家は、効率化などの生産性向上や独自の販路開拓を強いられ、安価な海外産物に負けない付加価値を付けるなどの経営努力が必要になる。二国間協定では、2020年1月に日米貿易協定が発効している。TPPに加盟していないアメリカとの協定で、関税や輸入割当などの制限的な措置を、一定期間内に撤廃もしくは軽減することのできる取り決めである。

アメリカは農業や畜産業において、大規模経営でコスト面で有利であり、畜産業を含む日本の農家はTPP加盟の影響同様に生産性向上や付加価値付与など多大

の経営努力をしなければならない。

以上、日本の農業直面している主要な問題点を3点列挙したが、その解決策としては、スマート農業の活用、農地や経営の規模拡大、農産物のブランド化、農業の6次産業化など、持続可能な農業を実現するための多様な取り組みを複合的にしなければならない。国会に提出された「食料・農業・農村基本法」改正案も、上述の取り組みを実現するための施策を盛り込んでおり、国会審議の過程で大いに論議されるであろう。

7 食料自給率の向上を目指す必要性(2)

私が日本農業の衰退に危機感を抱いている別の側面の問題意識は、わが国の国土全体に及ぼす影響である。日本農業の衰退は、農業・農村が有する国土に対する多面的機能の衰退を意味する。しかし、その多面的機能を論ずる前に、農林水産業が環境に及ぼす負の側面に言及しなければならない。

農林水産業が排出する温室効果ガスは年々削減する必要がある。生物多様性を保全する観点からも、農林水産業関連で環境中に流出する過剰な栄養素や化学物質等による汚染を防止しなければならない。これら農業等が地球環境にもたらす負の影響を極力排除・軽減するという前提のもとで、農業・農村の多面的機能に着目したい。

農業・農村の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承、癒しや安らぎをもたらす機能等、農村で農業生産活動が行われることにより生まれる様々な機能のことを言う。多面的機能の効果は、農村の住民はもとより国民全体にとって大切な財産であり、これを維持・発揮させるためにも農業生産活動の継続に加えて、住民の共同活動により地域資源の保全を図ることが重要である。

現行の「食料・農業・農村基本法」逐条解説において「農業は、植物を栽培耕作し、又は動物を飼養することにより、人に有用な植物又は動物を得ることを本来の目的とする産業であり、農業の本来の機能は、こうした食料を中心とする農産物を生産し、供給する機能である。同時に、農業は、この農産物の供給機能以外にも、土地、水等を生産要素として、農村で継続的に農業生産活動が行われることにより、様々な効果を及ぼしている。これらの様々な効果のうち、農作物のように市場で評価されるものではないが、第三者に対し何らかの利益を与えるもの(外部経済効果)を生ずる機能を『多面的機能』と呼ぶ。」と解説されている。

本稿4(2)の都道府県別食料自給率の表で明らかのように、東京、大阪、神奈川のように大都市を抱える都府県は農業生産が少なく食料自給率も低いが、都市農業にも多面的な機能がある。街並みに潤いや個性をもたらす景観創出機能、地域に触れ合いとコミュニティを生み出す交流創出機能、農や食を通して学びの機会を創る食育・教育機能、新鮮な農産物を食べて町興しにも繋げる地産地消機能、街の環境を整える環境保全機能、災害時の備えとなる防災機能である。なお、農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(2014年法律第78号)に基づき、日本型直接支払制度が実施されている。

日本農業の衰退によって耕作放棄地や荒廃農地が増加している現実には、農業・農村が有する国土に対する多面的機能の毀損を意味するが、村落共同体の観点からは「限界集落」(地域人口の50%以上が65歳以上の集落で、社会的共同生

活を維持することが限界に近づきつつある集落)が増加し、やがて「超限界集落」から「消滅集落」に向かうことを意味する。

日本政府は農村地域に関わる地域振興策として、国全体として均衡の取れた発展を図る観点から、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法等の各種地域振興法を制定しているが、これらをもってしても村落の衰退に歯止めがかかっていない。「食料・農業・農村基本法」改正案が関連法案とともに今国会で審議されることを契機に、村落共同体の存続や発展についても徹底的に論議されることを期待している。

以上考察してきたように、日本農業の抱える諸問題を改善し、農業の持続的発展を促すことは、農業の生産性を高め、農業生産の増加を期することにほかならず、この意味において食料自給率の向上を目指すことは当然である。なお、この方向性は、農産物貿易を活発化することと何ら矛盾しないことを強調しておきたい。既述のように、基本法改正案も農産物・農業資材の安定的な輸入の確保や収益性の向上に資する農産物の輸出の促進を基本的施策としているのである。

8 おわりに

日本の食料自給率について考える際には、その背後にある日本の農業のありようそのものを考える必要があるという思いで本稿をまとめてみた。

そもそも農業は自然や動植物を相手にする産業であり、農作業を営む土地にも大きな制約がある。工業のように戦略的に工場立地を行い、必要とあれば移転を考えるような流動性にも欠けている。

農地には平地もあり、山や谷の中山間地もあり、作物を育てるために季節によって農作業の繁閑の差がある。自然の恵みは大いに受けるが、反面台風や干害などの自然災害も受ける。しかし、農業の有する多面的機能を考慮すると、自動制御装置を利用して作物の生育をコントロールする野菜工場のような発想は例外のケースと考えたい。

スマート農業は、あくまでも自然を相手とする農業の合理化として重要である。「食料・農業・農村基本法」は、自然や動植物を相手とする農業の持続的な発展を企図した法律であることを改めて強調したい。

神野直彦教授は、「工業の存在しない経済は考えられても、農業の存在しない経済は考えられない。・・・太陽エネルギーを捉え、有機的物質を創造する生産者は、光合成のできる緑の植物しか存在しない。この太陽エネルギーを捉える生産者を農業が栽培することなしには、消費者にすぎない人間の生活は成立しないという意味でも、農業の存在しない経済はありえない」(農林水産政策研究所レビューNo23、巻頭言、2007年3月)と論じておられる。

日本列島における農業の存在意義に思いを致せば、食料自給率を算定方法など技術的な面だけで論ずることは避けたいというのが筆者の願いである。

一喜一憂

津田孚人(86歳)

都心にある神宮外苑の再開発計画、その予算案が先日発表されたが、ラグビー場、野球場などを移転する大事業なので、総事業費が約4千億円と厩大。事業費のほとんどを域内に建てる高層ビル3棟の売却、収益資金でまかなうとのことである。

この地域、＜緑の杜＞＜イチョウ並木＞など貴重な自然財産があるので、再開反対の声も大きい。また、デベロッパーの説明では、事業費すべてを3棟の高層ビルからの収益に頼る、とのことであり、それ以上の説明がないので、懸念が深まる。もし、事業費が膨らんだとき、あるいは、売却、収益収入が、予定通りに行かないとき、どうなるのか心配がある。

外苑前にある神宮球場で6大学野球の試合を初めて見たのは昭和27年春のリーグ戦、早稲田が末吉—宮原のバッテリー、慶応に大島、清沢の両投手がいた。翌28年の春のリーグ戦で、早稲田に広岡、小森の一年生の三遊間コンビが誕生、新風が吹き、また、明治には秋山—土井の甲子園で活躍したバッテリーが誕生、そして立教に長嶋、杉浦、本屋敷などが入部し、黄金時代を迎えた。野球の早慶戦は、毎シーズン1度は出かけたが、NHKのTV放送が始まると、すこし足が遠のいた。

絵画館前から青山通りへと貫くイチョウ並木、晩秋の黄葉の頃の景色は一段と素晴らしい。その途中にあるのが秩父宮ラグビー場。戦前からのラグビー専用の場で、数々の名試合、大熱戦が行われてきた。恒例の11月23日の早慶戦にはこれまで何度も足を運んだ。観戦はだいたい、イチョウ並木通りサイドの中央スタンド(正面スタンド)に陣取ったが、早くから大勢の観客が集まり、熱気は凄かった。

ラグビー観戦には、忍耐が必要だった。グラウンドが広く大きいうえ、密集でのプレーが多いので、反対サイドの奥でのプレーなどは座っているところからは全く見えない。その近くの人たちのワーワーとあげる声しか聞こえない。プレーが動いて、自分たちが座る近くに選手たちが来て初めて試合を味わえる。TVの放映が始まってからは、回数が減ったが、放映は早慶戦、早明戦などしかないので、早稲田と他の大学が戦う試合を見に行ったりしていた。

そのような中でいつかは、はっきりしないが、渋谷方向のバックスタンドの後ろに大型の高層ビルが1棟、突然現れた。伊藤忠の東京本社が、日本橋から移って入居したので、昭和60年代の1990年前後かと思う。ビルからは、グラウンドが丸見えで、観客席からもその様子が大いに気になり、目障りだった。プレーする選手にも影響は当然、あったと思われる。

さて、今回の再開計画では、野球場、ラグビー場がともに移設されるとのこと。競技場は新しく大きくなり、見る者にとっては歓迎だが、高層ビルが3棟も立つと、必要以上に大きくなり、旧外苑の敷地は余計に削られる。緑の樹々、イチョウ並木はどうなるのか、逆に心配になる。歴史の証人として存続してきた地域、消すのは簡単だが再生は出来ない。どのような結論になるのか心配が残る。

編集後記

先週の12日(金)から、咳に悩まされ、編集作業が大幅に遅れました。今号は、臺一郎氏も入院で、寄稿はお休み、愈さんの中国文の日本語訳もお休みとなります。直近で、篠塚徹さんからの寄稿がありましたので、出来るところでまとめ急遽発信することにしました。篠塚さんは、元国際協力銀行理事、元拓殖大学北海道短期大学学長で経済学者。論文が詳しく長いので、2回に分けさせていただこうかと思いましたが、ご主旨貫通を考え、一挙掲載にしました。

天地シニアネットワーク事務局 (津田 孚人)

住所: 〒116-0001 荒川区町屋3-2-1、
ライオンズプラザ町屋703

メールアドレス: tentisenior06@gmail.com

電話・FAX：03-3819-7651